小規模企業向け融資

小口（小口支援特例）

▶ 特例措置 ～「小口」の金利から 0.4%優遇

ご利用いただける方	「小口」をご利用いただける方で、次のいずれかを満たす方 （１）商工会議所・商工会の経営指導を直近１年以内に６か月以上複数回受け、その証明を受けている （２）経営革新計画に係る中小企業診断士の実施フォローアップを受けている
必 要 書 類	・「共通書類」 ・上記（１）の場合、商工会議所・商工会が発行する経営指導内容証明書 （証明書の有効期間は発行日から 30 日です。受領後は速やかにお申込みください。） ・上記（２）の場合、確認申請書
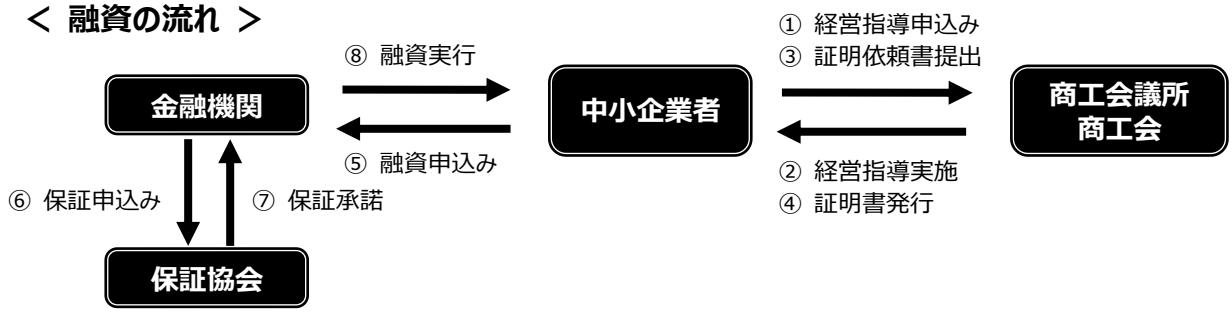
＜ 融資の流れ ＞